（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「）及び」を「）、」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に改める。

第九十八条第一項第一号の二中「第九十九条の二」を「第九十九条の三」に改める。

第九十九条第一項第一号中「）の規定による国の負担」の下に「及び次条第一項の出産育児交付金」を加える。

第九十九条の二を第九十九条の三とし、第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

（出産育児交付金）

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四条の二第一項中「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第十一条の三を次のように改める。

第十一条の三　令和六年度及び令和七年度においては、第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附則第二十条中「）及び同法」とあるのは「）、同法」と、」を削り、「という。）及び」を「という。）並びに」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十一条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百十二条の二第一項中「第百十三条の二」を「第百十三条の三」に改める。

第百十三条第一項中「及び同法」を「、同法」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に、「を除く。以下」を「及び次条第一項に規定する費用のうち同項の出産育児交付金をもつて充てるものを除く。以下」に改める。

第百十三条の二を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

（出産育児交付金）

第百十三条の二　出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2　健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

第十七条の三　令和六年度及び令和七年度においては、第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

附則第四十条の三の二を削る。

附則第四十条の三の三中「及び同法」とあるのは「、同法」と、」を削り、「）及び」を「）並びに」に改め、同条を附則第四十条の三の二とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第二十二条　日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号中「及び後期高齢者支援金等」を「、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。

附則第十三条の二の見出しを「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「後期高齢者支援金等」を「出産育児関係事務費拠出金」に改め、同項を同条とする。

（地方自治法の一部改正）

第二十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の項中「、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第百五十二条第一項及び第三項」を削り、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の項中「第百二十四条」の下に「、第百二十四条の八」を加える。

（予防接種法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第二十四条　次に掲げる法律の規定中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十七条第二項

二　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第四項

（地方財政法の一部改正）

第二十五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「又は六歳」を「、六歳」に改め、「被保険者」の下に「又は出産する予定の被保険者若しくは出産した被保険者」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第二十六条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第六項中「職員」の下に「及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者」を加える。

第八十条の四第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

（老人福祉法の一部改正）

第二十七条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第七項中「当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ」を「同法第八条第二十三項第一号に掲げるもの」に改める。